平成２３年（フ）第１１号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1459番地の３
債務者　脇　　正明
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第１２号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1459番地の３
債務者　脇　　弘子
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２３号
鳥取県米子市米原２丁目３番15―201号
債務者　平山成浩こと　申　　成浩
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０６８号
広島市東区馬木６丁目457番地の137　誠和ハイツ
債務者　加治ますみ
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９５号
広島県東広島市黒瀬町楢原539番地60
債務者　リトルォウートこと　小石　義雄
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９６号
広島県東広島市黒瀬町楢原539番地60
債務者　小石　久恵
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０７号
広島市安佐北区可部町大字今井田738番地の１
債務者　中本　和宏
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３０号
広島市西区鈴が峰町40番53―402号
債務者　小坪　一郎
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６号
広島市安佐南区相田７―20―４　下前昭弘方、住民票上の住所広島県三次市十日市南２丁目13番１―201号
債務者　下前　洋子
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
広島県尾道市御調町大塔675番地１
債務者　エーストレーディングこと　植岡　邦生
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
山口県下関市富任町４丁目７番11号
債務者　熊谷百合子
１　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
山口県下関市幡生本町５番７号、前住所山口県下関市員光町１丁目２番８号
債務者　長嶺　光枝
１　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
山口県下関市三河町15番17号
債務者　植村香世子
１　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第７号
徳島県那賀郡那賀町和食郷字八幡原214番地１
債務者　三馬　好惠
１　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１１号
愛媛県新居浜市郷１丁目４番８号
債務者　河野　崇司
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３２号
愛媛県四国中央市金田町金川903番地４
債務者　松永　佳二
１　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６５５号
高知市長浜4391番地７
債務者　山岡　公政
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
高知地方裁判所破産係